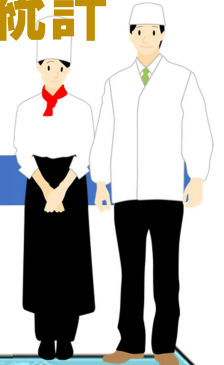




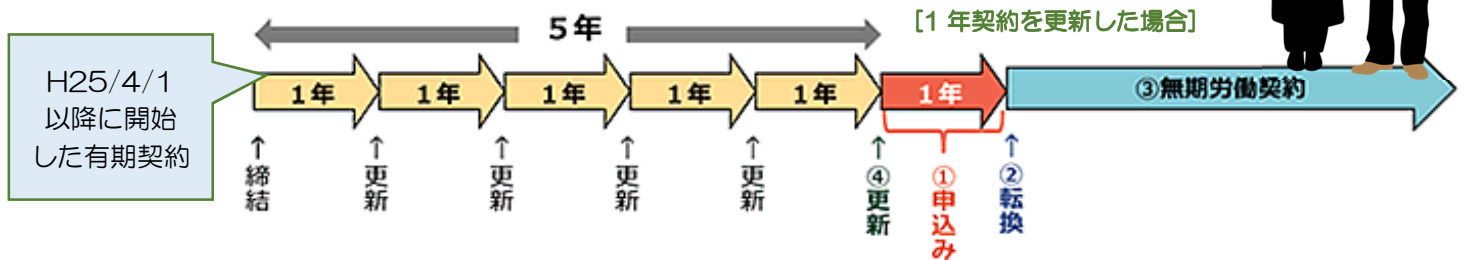
改正労働契約法に対する企業の対応についての統計

今回のあおぞらレターは、平成25年4月1日施行された改正労働契約法の「無期労働契約の転換」についての企業の対応の動きについて、統計をもとにお伝えしていきたいと思ひます。



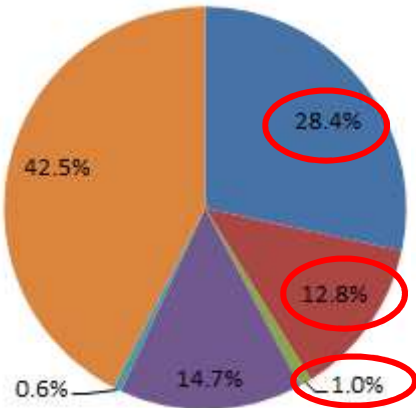
「無期労働契約への転換」とは？

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年目を超えたとき、労働者の申し込みににより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

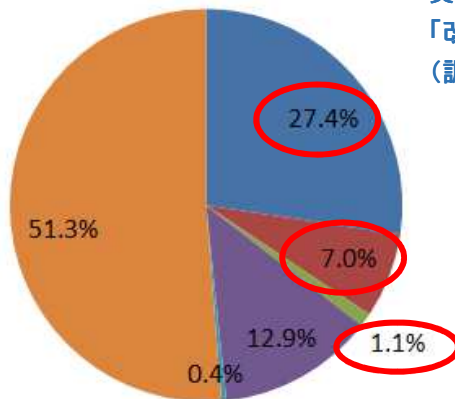


企業の対応状況は？

フルタイム契約労働者



パートタイム契約労働者



資料出所:独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「改正労働契約法に企業はどう対応しようとしているのか」
(調査時期 平成24年7月26日~8月31日)

- 通算5年を超え、申し込みがされた段階で無期契約に切り替えていく
- 適正を見ながら、5年を超える前に無期契約にしていく
- 有期契約での雇入れは行わないようにする
- 通算5年を超えないように運用していく
- 有期契約労働者を、派遣労働者や請負に切り替えていく
- 対応方針は未定・分からない・無回答

- ◆ 何らかの形で無期契約にしていく意向の企業⇒フルタイム契約：42.2%、パートタイム契約：35.5%
→4割程度が無期契約で検討していますが、労働条件は「従前のまま」という回答が一番多くなっています。
- ◆ 法改正への対応方針は未定・分からない・無回答⇒半数弱
→以前あおぞらレター（117号）で取り上げた大阪・福岡地区の統計と類似し、調査段階では方針を決めかねている企業が多いことが伺えます。

今後の動き

- 無期労働契約への転換については、例外が審議され、専門知識等を有する有期雇用労働者や定年後の再雇用労働者については対象外となるみこみです。
- 景気回復を背景とした人手不足から、各業界でパート・アルバイトを有期ではなく無期雇用へ転換する企業も増えています。この法律への対応とともに検討していく必要もあるかもしれません。



詳しくは独立行政法人 労働政策研究・研修機構 HP <http://www.jil.go.jp/institute/research/2014/122.htm>
および厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/186-45.pdf> をご確認ください。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277